

第4回「SDGsに貢献する金融商品に関するWG」議事要旨

日 時：	平成30年12月20日（木）午後3時～4時
場 所：	日本証券業協会 第2会議室

次 第

1. 「SDGs債」の範囲について
2. SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック（仮）について

議 事

1. 「SDGs債」の範囲について

事務局より、資料に基づき、「SDGs債」の範囲に関する説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。

○主な意見

- ・グリーンボンド等がSDGsのどのゴールに適合するのかわかるというマッピングはなされているが、逆のパターン、SDGsの各ゴールからグリーンボンド等への紐づけが出来ない場合がある。マッピング自体が、投資家・発行体の利便性向上のために作られており、SDGsにプライオリティを置いてSDGsとICMA原則を合わせていくようなものではないからだと思うが、その点も整理する必要があるのではないか。
- 現在マッピングされていないSDGsゴール（例えばゴール16や17）をターゲットとした債券が今後出てくる可能性は低いのではないか。また、仮に出てきた場合は、それに応じてICMA原則の方が更新される可能性もあるのではないか。（事務局）
- 投資家をミスリードし、これまでのグリーンボンド、ソーシャルボンドの実績に対してネガティブな影響を与えないようにするべきである。
- 「SDGsに資する債券」への投資がSDGsに達成に資するという内容であれば、どの範囲（案）であっても解説書に記載することに反対はないと思うが、それを「SDGs債」と呼ぶという点について各関係者の立場からは並行線のままではないか。
- ・「SDGs債」を使う場面として想定しているPRの場面などにおいては、短くインパクトのある呼び方の方が良いと考えていたので、長い呼び方であると、当初の目的であるSDGs普及という点が薄くなるのではないか。（事務局）
- ・「SDGs債」に関する議論のポイントは、日本としてSDGs債と呼称することでSDGsをPRしていくことと、呼称整理の2つになる。呼称の目安を示していくのが良い

と思うが、ニックネームということでなんでも入ってくるということになると逆に混乱を招く。あくまでも事務局案のように一定の範囲に絞っていく必要があると考える。E案は流石に広くなってしまい、自称SDG s 債も入ってきてしまう。A案も、これまでの議論でICMA原則だけに範囲を絞るということは無いということであった。B案かC案が妥当ではないかと思っており、インパクトレポーティングについてどうするか検討するのが良いのではないか。呼称はICMA原則に配慮しているが、欧州の規制や米国のISOの話もある中で、ICMAだけに配慮するのは若干違和感がある。

- ・「例えばICMA」としており、特別扱いしているわけではない。
- ・投資家が投資を通じてSDG s に貢献できるというメッセージが重要。ピュアプレー等のように資金が必ずSDG s の貢献に使われること、あるいは色々な事業を行っている会社においてはICMAなど何らかの原則に従って使途が限定されていることを確保していくことで投資家の安心感を確保していくことが重要。コンセプトとしてはB案とC案がよいと考えるが、ピュアプレーの国際機関であれば何らかの形でインパクトを開示しているはずなので、C案への該当は無いのではないか。
- ・ご意見を踏まえるとB案が妥当と考えるがいかがか。(事務局)

→B案でよいのではないか。

- ・ICMAでは、ピュアプレー発行体であってもICMA原則に則していることを求めているので、B案の場合はその点に関し、新しいスタンダードを作ったのではないということを示していく必要がある。国際機関の記載についても、名称を列挙するのは難しいので、本文中には記載せず、例示として示すことが考えられる。一番簡単なのはA案だと考える。
- ・ニックネームとして広い範囲をとると、自称SDG s 債が出てくる懸念もあるので、そうした債券を除外していけるのかというところがある。

→たとえば私募債などにまで日証協がハンドリングできないので、あくまでも「SDG s 債」と考えられる債券についての日証協としての考えを示すことになる。(事務局)

- ・万が一、国際機関自体が紛争地域を支援していたり、人道的な問題が出ていたりした場合に、SDG s 債のブランディングが問われかねない。B案にする場合には慎重な検討が必要。ICMA原則に則って第三者評価を取得していればその時点で発行体の問題も確認すると思うが、証券会社自体のデューデリジェンスだけでは分からない部分もある。
- ・GIIN (the Global Impact Investing Network) においても、国際機関への投資をインパクトインベストメントのひとつとしているので、B案としていくのも一案である。
- ・それでは、A案またはB案という方針で進めさせていただきたい。

2. SDG s に貢献する金融商品に関するガイドブック (仮) について

事務局より、資料に基づき、「SDG s に貢献する金融商品に関するガイドブック (仮)」に関する説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。

○主な意見

- ・当社でもそうだが、一般的に支店担当者は多忙で、長い文章をじっくり読む時間が十分とれないのが実情なので、絵を用いて分かりやすくしていただきたい。
- ・株式など、企業活動自体のSDGsへの貢献に着目した投資といった観点もあるのではないか。リテール向け債券は売出債や一部の個人向けグリーンボンドに限られる。SDGsを広めるという観点からは、色々な投資形態として投資家に紹介していくことは重要ではないか。
- ・このガイドブックでSDGsと投資の関係を説明するためには、債券だけでは不十分だと考えており、記載の方法はいろいろあるが、債券以外の金融商品についての記載も一般的な記載の範囲で盛り込んでいきたい。(事務局)
- ・ケーススタディを入れてみてはどうか。
→世銀グリーンボンドなどなら入れられるかもしれない。
- ・こうしたガイドブックは各社で作成しているか。(事務局)
→ジェネラルなものは作成していない。
- ・まずは事務局にて素案を作成し、皆様にお示ししたい。(事務局)

以 上

本件に関するお問い合わせ先：SDGs推進室（０３－６６６５－６７８３） 本議事要旨は暫定版であり、今後内容が一部変更される可能性があります。
--